

第8章

保健医療施策の推進

1	感染症対策	104
2	難病対策	110
3	献血・臓器移植等の普及啓発	112
4	危険ドラッグ等の 薬物乱用防止対策	114
5	歯科保健医療対策	115



第8章 保健医療施策の推進

1 感染症対策

(1) 感染症対策

■ 現状

○ 感染症発生動向調査

医療機関などから速やかに感染症発生情報を収集し、健康危機事態の把握に努め、ホームページなどで医療機関や市民に情報を還元しています。

さらに、必要に応じて、疫学調査などにより詳細情報の収集等に努めるほか、重大な感染症については疑いの段階で医療機関から情報を収集することで健康危機事態の防止に努めています。

○ 感染症に関する知識の普及

広報さっぽろなどを利用し、市民への感染症に関する正しい知識の普及に努めるなど、各感染症予防事業を積極的に行うことで、医療機関の負担軽減に繋がっています。

○ 感染症病棟の運営

一類・二類感染症などの重大な感染症が発生した場合に備えて、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている市立札幌病院感染症病棟の適切な運営体制を維持しています。

■ 課題・施策の方向性

○ 感染症予防・危機管理体制の強化が必要です。

○ 感染症病棟の継続的な管理運営が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	感染症対策	感染症発生動向調査、予防啓発、感染症病棟の運営により感染症対策を実施します。	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(2) エイズ・性感染症

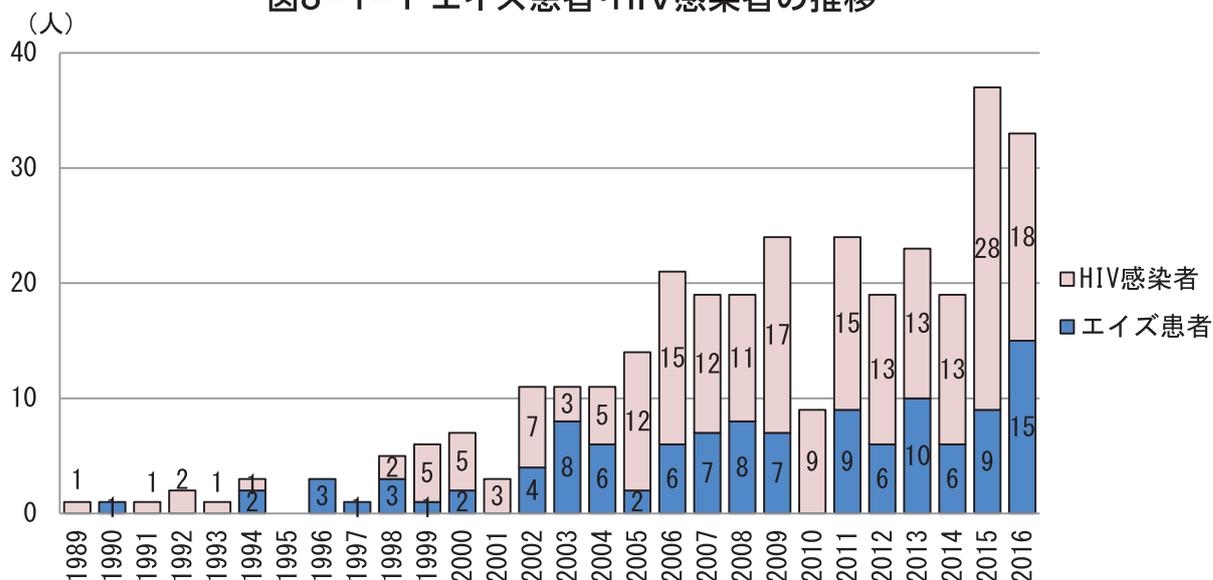
■ 現状

○ エイズ患者・HIV感染者

感染症法により、エイズ(後天性免疫不全症候群)は五類感染症として、情報の収集及び必要な情報の提供、公開によって発生拡大を防止すべき感染症と位置付けられています。

世界各国で、エイズ患者及びHIV感染者は増加し続けており、札幌市においても同様に、2016年(平成28年)の届出数は33件(エイズ患者15件、HIV感染者18件)となっています。このうち、21件(64%)は同性間性的接触者でした。また、HIV感染者は20~40代の割合が高く、エイズ患者は20~60代と広く分布しています。

図8-1-1 エイズ患者・HIV感染者の推移



〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 予防啓発

札幌市では、感染拡大防止のため、ラジオ広報やリーフレット配布のほか、NGO・NPO等と連携し、若年層や男性同性愛者層を対象とした予防啓発を行っています。

○ エイズ検査・相談

各区保健センターにおいて、毎月2回、匿名・無料の検査を実施しているほか、夜間検査を毎月第2火曜日、休日検査を年3回実施しています。

また、2007年(平成19年)12月から、毎週土曜日には、民間団体による検査も行っています。

■ 課題・施策の方向性

- エイズ、HIVに関する正しい知識の普及啓発をさらに進める必要があります。
- HIV感染者の早期発見のため、検査・相談体制の充実とさらなる周知が必要です。
- その他の増加傾向にある性感染症について、エイズと一体的な対策が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
レベルアップ	エイズ・性感染症対策	予防啓発、HIV抗体検査・相談、性感染症対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎HIV抗体検査・相談 梅毒同時検査の実施 ◎予防啓発 学生向け予防講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備 ◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(3) ウイルス性肝炎

■ 現状

○ 肝炎ウイルス検査

B型及びC型肝炎ウイルスへの感染は、自覚症状が少ないため、気づかないまま重症化し、慢性肝炎から肝硬変、さらには肝がんに行進する恐れがあることから、早期発見、早期治療が重要です。

札幌市では、肝炎対策の一環として、国の特定感染症検査等事業実施要綱に基づき、2008年(平成20年)2月から、肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。

検査項目	B型・C型肝炎ウイルス検査
対象	札幌市に居住の方で、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方
実施時期	通年
実施場所	委託医療機関

○ 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

2014年(平成26年)より、肝炎ウイルス検査で陽性になった方を医療機関につなげることを目的とした肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施しています。

■ 課題・施策の方向性

- 早期発見、早期治療のため、肝炎ウイルス検査の受診を一層促進する必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検査、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施します。	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(4) 結核

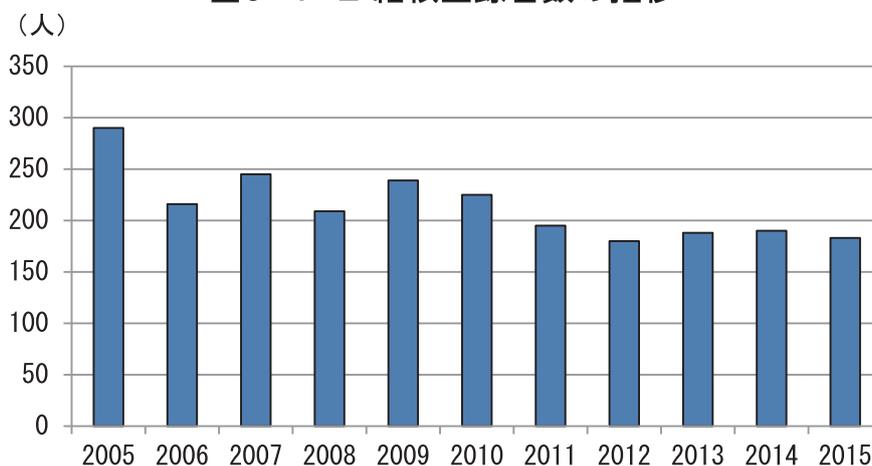
■ 現状

○ 結核登録者

結核対策は、過去には結核予防法に、2007年(平成19年)4月からは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施されており、結核患者の人権に配慮した適正な医療の確保等を図ることとされています。

札幌市における結核登録者数は、2015年(平成27年)末で505人であり、新規に登録される患者数は2014年(平成26年)が190人、2015年(平成27年)が183人と、結核は未だに新たな患者が登録されている感染症です。

図8-1-2 結核登録者数の推移



〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 札幌市の結核対策

札幌市では発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め結核り患率を減少させるため関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法(DOTS)の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行っています。

■ 課題・施策の方向性

- 新たな結核登録者が発生していることから、結核予防対策及び患者の早期発見と早期治療を充実強化する必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	結核対策	発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め、結核のり患を減少させるため、関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法(DOTS)の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行います。	—	◎基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備 ◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

2 難病対策

■ 現状

○ 難病法と難病

難病対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、2015年(平成27年)1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が施行されました。

難病法では、「難病」を「発病機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定めています。

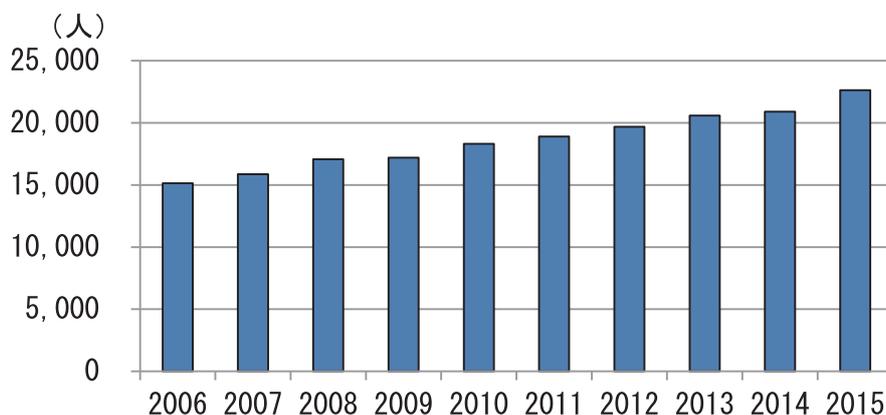
○ 特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証交付状況

難病のうち、医療費助成の対象となるものが「指定難病」で、2017年(平成29年)4月現在で330疾病が指定されており、札幌市における特定医療費(指定難病)受給者証の交付数は2015年度(平成27年度)末時点で20,587件となっています。

また、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた疾患のうち、難病法に基づく特定医療費支給対象となる指定難病以外の疾患についても医療費助成の対象となっており、札幌市における特定疾患医療受給者証の交付数は2015年度(平成27年度)末時点で国指定特定疾患が30件、道指定特定疾患が2,048件となっています。

特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証交付数は年々増加しており、難病法施行により、対象疾病が増えたことから、特に2015年(平成27年)は大きく増加しました(図8-2-1)。

図8-2-1 特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証交付数の年次推移



〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 札幌市の難病対策

・面接訪問相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図り、在宅療養や社会参加への支援を行うために、保健師などによる面接相談と訪問相談を行っています。

・医療相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図るため、難病専門医や理学療法士などの専門家による相談会を行っています。

・普及啓発事業

難病についての必要な知識や技術を習得するため、患者・市民などを対象に啓発事業を行っています。

・患者団体への支援

北海道難病連札幌支部が実施する事業に対して支援を行っています。

■ 課題・施策の方向性

- 対象疾患が増加していることから、個別の患者等のニーズを把握した、よりきめ細かな支援が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
レベルアップ	難病患者支援対策事業	面接訪問相談事業、医療相談事業、普及啓発事業、患者団体への支援、難病対策地域協議会の開催などにより難病等患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の向上を図ります。	◎難病対策地域協議会の設置	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

3 献血・臓器移植等の普及啓発

■ 現状

○ 献血

医療に不可欠な血液製剤については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者（日本赤十字社）との役割分担により、安全性の向上、安定供給の確保等を図っています。札幌市内には4か所の献血場所があり、献血人数は減少傾向にありますが、2016年度（平成28年度）にはのべ119,319人の方に献血に協力いただきました。

札幌市では献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を推進しています。

市内の献血場所
・北海道ブロック血液センター(北海道赤十字血液センター)
・大通献血ルーム
・アスティ献血ルーム
・新さっぽろ献血ルーム

年度	市内の献血人数（人）
2014	132,540
2015	124,935
2016	119,319

〈資料〉札幌市保健福祉局

○ 臓器移植等

1997年（平成9年）に施行された「臓器の移植に関する法律」（以下「臓器移植法」という。）により、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸などの臓器移植が行われています。2010年（平成22年）に「改正臓器移植法」が全面施行され、生前に書面で臓器を提供する意思を表示している場合に加え、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供できるようになり、15歳未満の方からの脳死後の臓器提供も可能となりました。

また、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が2014年（平成26年）に施行され、骨髄移植やさい帯血³²移植が推進されています。

札幌市では、臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を推進しています。

■ 課題・施策の方向性

- 献血人数が減少していることから献血協力者の確保が必要です。
- 改正臓器移植法に対応したドナー登録者の確保が必要です。

³² 胎盤とへその緒（さい帯）の中に含まれている血液。赤血球、白血球、血小板などの血液細胞のもとになる細胞（造血幹細胞）が、多く含まれており、さい帯血を利用すると骨髄移植と同様の治療を行うことができる。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	献血・臓器移植等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・献血 献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を実施します。 ・臓器移植等 臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を実施します。 	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

4 危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策

■ 現状

- 危険ドラッグは原料に何が含まれているのか、心身にどのような影響があるのかが不明であり、作用の強い新物質が次々と登場し死亡例も発生するなど、危険性が増大しています。
- 札幌市内に危険ドラッグの販売店舗はありませんが、「地下化」が懸念されています。

■ 課題・施策の方向性

- 危険ドラッグ等の危険性が増加していることから、札幌薬剤師会や北海道警察等関係機関と連携した対応が必要です。
- 薬物の危険性に係る市民への普及啓発が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	札幌薬剤師会等との連携による「薬物乱用防止」の推進	札幌薬剤師会、北海道薬剤師会、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、北海道厚生局麻薬取締部等と連携し、薬物の乱用防止のための啓発活動を行います。また、札幌薬剤師会が実施する健康教室や薬物乱用防止キャンペーン等の啓発事業の実施を支援します。	—	◎基本目標4 市民の健康力・予防力の向上
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P65参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

5 歯科保健医療対策

■ 現状

- 歯と口の健康は、食べることや会話することなど生命を維持し、社会生活を営むうえで欠くことのできない役割を果たしており、80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目指す「8020(ハチマルニイマル)運動」を推進しています。
- また、歯と口の健康は、全身の健康と関わっており、歯周病は糖尿病や心疾患などとの関連が多いと報告されているほか、がん患者の術後や脳卒中患者の誤嚥性肺炎を防ぐため、医科歯科連携による適切な口腔ケアの実施及び歯科専門職による口腔機能の向上が必要です。
- 夜間における救急歯科診療や障がい者歯科診療に対応するため、札幌歯科医師会口腔医療センターの運営を支援しています。

■ 課題・施策の方向性

- 歯と口の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉などの関係機関が連携した対応が必要です。
- 救急歯科診療や障がい者歯科診療の安定的確保が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	札幌歯科医師会口腔医療センター運営支援	札幌歯科医師会が設置する「札幌歯科医師会口腔医療センター」において、夜間の歯科急病患者及び障がい者診療の実施を支援します。	—	◎基本目標1 安心を支える地域医療提供体制の整備
継続	かかりつけ歯科医などの普及促進	(再掲) [P65参照]		
レベルアップ	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	(再掲) [P65参照]		
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

札幌市生涯歯科口腔保健推進計画について

札幌市では、「8020 運動」を推進するため、札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ 21」（2002 年（平成 14 年）12 月策定）、「健康さっぽろ 21（第二次）」（2014 年（平成 26 年）3 月策定）により、歯と口腔の健康について推進してきました。

「健康さっぽろ 21（第二次）」に定める「歯・口腔の健康」に関する実施計画として、2017 年（平成 29 年）3 月に札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ 8020 推進プラン」を策定し、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織と連携を図り、乳幼児から高齢者まで生涯にわたる歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進しています。

◎計画期間：2017 年度（平成 29 年度）から 2023 年度までの 7 年間

基本理念

「8020 運動推進のまち・笑顔のまち さっぽろ」
子どもから高齢者まで誰もが歯と口の健康を保ち、いきいきと暮らせるよう 8020 運動を推進します。

重点施策・基本施策

乳幼児期・学齢期

妊娠期・成人期

高齢期

重点
施策

かかりつけ歯科医をもつ人を増やします

むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします

むし歯や歯周病のある人を減らします

高齢になっても自分の歯を有し、食べる力が良好な人を増やします

基本
施策

歯と口の健康づくりを推進するための環境を整備します